

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

生産性向上に資する設備投資を支援します！

最高で 1,000 万円の補助（補助率：1/2 以内）をします。

生産性向上に資する専門家の活用がある場合、30万円の増額が可能です。

本事業は、中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するものです。

■対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。

- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

■事業詳細・助成内容等

本事業では、【革新的サービス】、【ものづくり技術】の2つの対象類型に区分され、それぞれについて「一般型」「小規模型（設備投資のみ、試作開発等）」の事業類型があります。

	革新的サービス	ものづくり技術	備考
一般形	中小企業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。 ●補助額：100万円～1,000万円 ●補助率：1/2 以内（※1、※2）		各事業類型とも、生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能。
小規模型（設備投資のみ）	小規模な額で中小企業者等が行う革新的サービス開発・生産プロセスの改善を支援します。 ●補助額：100万円～500万円 ●補助率：1/2 以内（※1、※2、※3）		
小規模型（試作開発等）	小規模な額で中小企業者等が行う試作品開発（設備等を伴わない試作開発等を含む）を支援。 ●補助額：100万円～500万円 ●補助率：1/2 以内（※1、※2、※3）		

※1 「先端設備等導入計画」を平成30年12月21日以後に申請し、認定（新たな設備等導入を伴う計画変更を含む）を受けた場合は補助率2/3以内。

※2 「経営革新計画」を平成30年12月21日以後に新たに申請し、承認を受けた場合は補助率2/3以内。

※3 小規模企業者・小規模事業者・常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率2/3以内。

■公募期間

受付開始：2019年 2月18日（月）

第一次締切：2019年 2月23日（土）〔消印有効〕※持込み不可

第二次締切：2019年 5月 8日（水）〔消印有効〕※持込み不可

- 今回の公募については、二段階の締切を設けております。第一次締切分については3月中、第二次締切分については6月中を目途に採択発表を予定しております。
- 第一次締切において採択されなかった案件につきましては、2019年2月24日以降の消印の応募申請書と併せて第二次締切分として審査の対象となります。（第一次締切までに応募した事業者は、一度取り下げたとしても第二次締切に再度応募することはできません。）
- 本事業は、複数回の公募を予定しております。

※全ての詳細は、当会ホームページに掲載してある公募要領をご確認ください。

お問い合わせは島根県地域事務局又は最寄りの認定支援機関まで

島根県中小企業団体中央会 連携支援課（TEL 0852-21-4809）

〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4 商工会館4階 <http://www.crosstalk.or.jp/>